

2025

医師賠償責任保険

針刺し事故等補償つきプラン

医師総合賠償責任保険のご案内

(医師賠償責任保険+針刺し事故等による感染症危険補償特約セット傷害総合保険)

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

団体契約なので
個人で契約するより
保険料が割安!!

(団体のスケールメリット)



当保険にご加入いただけるのは、埼玉医科大学医学部同窓会の会員で、勤務医師または医院の開設者の方です。

2025年度“埼玉医科大学勤務”の研修医の方は臨床研修医管理委員会より別途団体医師賠償責任保険の案内がございます。本保険のご加入はお待ちいただき、臨床研修医管理委員会の指示にしたがってください。

“埼玉医科大学以外の病院”で研修医として勤務される場合は本同窓会の医師賠償責任保険へのご加入をお勧めします。

新規加入 継続加入

保険期間 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間

新規加入申込締切日 2025年3月21日(金)(加入依頼書並びに保険料着金分まで)

継続加入申込締切日 継続のご案内書をご参照ください。

中途加入

保険期間 加入依頼書の提出並びに指定口座に保険料が振込みされた日(着金日)の翌日午前0時から2026年4月1日午後4時までの短期契約

申込締切日 随時受付 ※加入月により保険料が異なります。(P5 参照)

③産業医・学校医等の活動賠償責任保険については、P15 のお問い合わせ先までご連絡ください。別途資料を送付します。

■保険契約者

埼玉医科大学医学部同窓会

この保険のお問い合わせは

■取扱代理店

日本防災保障株式会社

本社 : 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2-548-1

埼玉医科大学内事務所: 埼玉医科大学第一ビル 2 階(内線 41-2789)

TEL: 048-666-5710 (担当 佐藤・土田)

TEL: 049-294-6385 (担当 田村)

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

I 保険の内容



1 保険の概要

医師賠償責任保険

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。（**医師特約条項**）

また、保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生した場合、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。（**医療施設特約条項**）（**開設者の場合**）

●賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン（医師賠償責任保険＋傷害総合保険）

医師賠償責任保険に、「傷害総合保険」をセットし、被保険者となる方が、医療関係の業務に従事中（実習中を含みます。）に生じた偶然な血液曝露（ばくろ）事故を直接の原因としてHBVに感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合、またはHCV・HIVに感染された場合に補償します。また、**業務中、業務外を問わず、日常生活上の事故も補償**できるようにした総合補償保険です。

業務中および日常生活におけるあらゆる賠償事故だけでなく、先生ご自身の死亡・後遺障害にも対応できるよう「医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン」をご案内しております。先生を取り巻くあらゆるリスクに対応するため「医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン」へのご加入をお勧めします。



（医療行為や、医療施設の使用・管理上の不備による賠償）

●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

2 ご加入対象者（被保険者）



埼玉医科大学医学部同窓会の会員の先生方で、以下のいずれかの方となります。

（1）勤務医師の方

（2）医院の開設者の方

（注）複数の診療所を開設している場合は、診療所単位でのご加入となります。2施設以上ご加入の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者保険の補償を受けられる方）

■勤務医師の方がご加入の場合……………被保険者は一般医院、診療所、病院に勤務する医師の方となります。

■医院の開設者の方がご加入の場合

＜医師特約条項＞

被保険者は開設者の方のみとなります。開設者の使用人その他業務の補助者の方（医師、看護師等）は被保険者となりませんが、それらの方が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

＜医療施設特約条項＞

記名被保険者（保険証券の被保険者欄に記載される方）である開設者の方のほか、開設者の使用人その他業務の補助者の方も、開設者の業務に関するかぎりにおいて被保険者となります。

＜傷害総合保険＞

被保険者は開設者の方のみとなります。

3 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間となります。

4 お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

<医師賠償責任保険>

1 法律上の損害賠償金（損保ジャパンの同意を得て行った示談、和解等による場合でも対象となります。）

- ① 身体賠償事故の場合（各危険共通） 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 など
- ② 財物賠償事故の場合（施設危険のみ） 修理費、再調達に要する費用 など
- ③ 人格権侵害事故の場合（施設危険のみ） 慰謝料 など

※被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

※財物賠償事故については、被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

※ただし支払うべき保険金額の合計額が自己負担額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険金額を限度とします。

2 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

（各危険共通）…… 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用 など

3 ※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）

医師賠償責任保険にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

保険金額 保険期間（1年）を通じて500万円

※ただし、被保険者が複数の場合は被保険者ごとに適用するものとします。

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用／②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時注1）／②裁判所が略式命令を発した時注2）／③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時注3）

（注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。



● 傷害総合保険の「お支払いする保険金の種類」の詳細は9頁をご覧ください。

I 保険の内容

5 保険金額(補償金額)と保険料

この保険は、埼玉医科大学医学部同窓会を契約者とする団体契約となっておりますので、
15%の団体割引(※傷害総合保険部分は5%)が適用されており、
個人で契約されるより保険料が割安となっております。

(1) 勤務医師の場合

【共通：保険期間1年 医師賠償責任保険部分：団体割引15% B型・X型傷害総合保険部分：職種級別A級、針刺し事故等による感染症危険補償特約セット 団体割引5%】

型	保険金額				保険料 (一括払)
	業務上の事故		日常生活上の事故		
	医療上の 対人賠償事故 (自己負担額なし)	針刺し事故等による 感染症保険金*	日常生活上の 対人・対物賠償事故	傷害事故による 死亡・後遺障害	
A型	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	—	—	—	54,790円
B型	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	HBV : 30万円 HCV : 300万円 HIV : 1,000万円	対人・対物 1事故につき 1億円	174万円	64,790円
X型 ※針刺のみ補償	—	HBV : 30万円 HCV : 300万円 HIV : 1,000万円	対人・対物 1事故につき 1億円	174万円	10,000円

■ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 日常生活の対人・対物賠償事故は、B型は傷害総合保険からのお支払いとなります。

※ 保険金額1,000万円にウイルスの種類ごとの支払割合を乗じた金額をお支払いします。



■ A型は「医師賠償責任保険」のみ補償するタイプです。

■ B型は「医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン」の補償タイプです。

(医師賠償責任保険＋針刺し事故等補償＋日常生活上の事故による死亡・後遺障害＋日常生活上の対人・対物賠償事故)

詳しい補償内容については、P1ならびに別紙の針刺し事故等補償プランのチラシをご参照ください。

■ X型は「針刺し事故等補償つきプラン」のみ補償するタイプです。

(針刺し事故等補償＋日常生活上の対人・対物賠償事故)

詳しい補償内容については、P1ならびに別紙の針刺し事故等補償プランのチラシをご参照ください。

(2) 医院開設の医師の場合

(注)診療所単位でのご加入となります。

【共通:保険期間1年 医師賠償責任保険部分:団体割引15% C1型・D1型傷害総合保険部分:職種級別A級、針刺し事故等による感染症危険補償特約セット 団体割引5%】

型	保険金額						保険料 (一括払)
	業務上の事故				日常生活上の事故		
	医療上の 対人賠償事故 (自己負担額なし)	建設・設備の 使用管理上の 対人・対物賠償事故 (自己負担額なし)	人格侵害事故	針刺し事故等による 感染症保険金*	日常生活上の 対人・対物賠償事故	傷害事故による 死亡・後遺障害	
C型 (有床)	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	対人 1名につき 2億円 対人 1事故につき 20億円 対物 4,000万円 1事故につき	1名につき 1,000万円 1事故 1年間につき 1億円	—	—	—	131,500円
C1型 (有床)	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	対人 1名につき 2億円 対人 1事故につき 20億円 対物 4,000万円 1事故につき	1名につき 1,000万円 1事故 1年間につき 1億円	HBV: 30万円 HCV: 300万円 HIV: 1,000万円	対人・対物 1事故につき 1億円	174万円	141,500円
D型 (無床)	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	対人 1名につき 2億円 対人 1事故につき 20億円 対物 4,000万円 1事故につき	1名につき 1,000万円 1事故 1年間につき 1億円	—	—	—	114,200円
D1型 (無床)	対人 1事故につき 2億円 対人 1年間につき 6億円	対人 1名につき 2億円 対人 1事故につき 20億円 対物 4,000万円 1事故につき	1名につき 1,000万円 1事故 1年間につき 1億円	HBV: 30万円 HCV: 300万円 HIV: 1,000万円	対人・対物 1事故につき 1億円	174万円	124,200円

■ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 日常生活の対人・対物賠償事故は、C1型、D1型は傷害総合保険からのお支払いとなります。

※ 保険金額1,000万円にウイルスの種類ごとの支払割合を乗じた金額をお支払いします。



■ **C・D型は「医師賠償責任保険＋医院の使用管理上の賠償事故」のみ補償するタイプです。**

■ **C1・D1型は「医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン」の補償タイプです。**

(医師賠償責任保険＋医院の使用管理上の賠償事故＋針刺し事故等補償＋日常生活上の対人・対物賠償事故＋日常生活上の事故による死亡・後遺障害)

詳しい補償内容については、P1 ならびに別紙の針刺し事故等補償プランのチラシをご参照ください。

■ **X型は「針刺し事故等補償つきプラン」のみ補償するタイプです。(P3に記載)**

(針刺し事故等補償＋日常生活上の対人・対物賠償事故＋日常生活上の事故による死亡・後遺障害)

詳しい補償内容については、P1 ならびに別紙の針刺し事故等補償プランのチラシをご参照ください。

Ⅱ ご加入方法

医師賠償責任保険 契約手続きもれのないようご注意ください。

初年度契約※締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）患者の身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は、医療行為を施した時点もしくは損害賠償請求提起時点で保険にご加入いただいておりますが、初年度契約でも保険金お支払いの対象となりません。

ご契約を切れ目なくご継続されることがとても重要です。

※ 2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で、以後の継続契約を除きます。
ただし、保険期間が1日でも空いてしまいますと以後ご加入いただいた契約は「初年度契約」となります。

1 お申込方法

このご契約は団体契約ですので、埼玉医科大学医学部同窓会の会員の先生がご加入いただけます。

1 新規加入される場合

同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。保険料は下記口座までお振込みをお願いします。なお、次年度以降の保険料振込方法は口座振替となりますので加入者証をお送りする際「口座振替用紙」を同封しますのでご提出をお願いします。

加入申込締切日（着金日）**2025年3月21日（金）**

保険料払込先

※振込手数料は、振込人負担となっております。

埼玉りそな銀行 大宮西支店

普通 4644065

埼玉医科大学医学部同窓会 保険業務口

日本防災保障(株)



申込手続きをされても、保険料が着金されませんと保険責任が開始しませんので十分ご注意ください。

2 中途加入される場合

申込締切日以降にお申込みの場合は、中途加入のお取扱いとなります。ご加入月により保険料が異なりますので下記の表にしたがってお振込みください。

中途加入保険料一覧表

(1) 勤務医師の場合

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A型	54,790	50,220	45,660	41,090	36,530	31,960	27,400	22,830	18,260	13,700	9,130	4,570
B型	64,790	59,380	54,000	48,600	43,200	37,790	32,410	27,000	21,590	16,200	10,810	5,410
X型	10,000	9,160	8,340	7,510	6,670	5,830	5,010	4,170	3,330	2,500	1,680	840

(2) 医院開設の医師の場合

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
C型	131,500	120,540	109,580	98,630	87,660	76,700	65,750	54,790	43,840	32,880	21,910	10,960
C1型	141,500	129,700	117,920	106,140	94,330	82,530	70,760	58,960	47,170	35,380	23,590	11,800
D型	114,200	104,680	95,170	85,650	76,130	66,610	57,100	47,580	38,070	28,550	19,030	9,510
D1型	124,200	113,840	103,510	93,160	82,800	72,440	62,110	51,750	41,400	31,050	20,710	10,350

※中途加入の場合、保険の効力は加入依頼書の提出および上記指定口座に振込みされた日（着金日）の翌日午前0時から、2026年4月1日午後4時までの短期契約となります。

3 「加入者証」の送付について

医師賠償責任保険・医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプランにご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りしますので、大切に保管してください。

2025年4月1日更新の「加入者証」は、2025年6月中旬頃にお送りします。

保険期間開始後、上記期日が経過しても「加入者証」が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

Ⅲ 医師賠償責任保険 Q&A(勤務医師の場合)

Q1

複数の病院に勤務していますが、
加入依頼書にはどのように記入すればよいですか？
また、その場合補償はどのようになりますか？



- A. 加入依頼書には主に勤務されていらっしゃる病院施設をご記入ください。なお、日本国内の医療施設すべてを補償対象としておりますので、ご記入いただいていない病院施設での医療行為も補償の対象となりますのでご安心ください。

Q2

保険期間の途中で開業する予定があるのですが…



- A. ご開業前に取扱代理店までご連絡をお願いします。

Q3

保険期間の途中で留学する場合の手続きは？

- A. この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。従いまして、留学前に行った医療行為に基づき、留学中に損害賠償請求が相手方より提起された場合、保険がついていないと補償ができないケースが発生します。そのため、留学により保険契約を解除される場合には「損害賠償請求期間延長担保追加条項」(*)をセットしていただくことをお勧めします。

(※)「損害賠償請求期間延長担保追加条項」とは保険期間終了(解約)前に行った医療に起因して保険期間終了後に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項(特約)です。延長期間は、「5年間」または「10年間」のいずれかをお選びいただけます。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。)しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをお勧めします。

* 被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。

1 留学期間が1年未満の先生または日本に一時帰国し医療行為を行うことが想定される先生
このまま保険契約を継続し、満期時には更新のお手続きをお取りください。

2 留学期間が1年を超える先生

現在ご加入いただいている保険期間の満期日もしくは解約日と同日付にて「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットしていただければ、保険期間の満期日もしくは解約日から「5年間」または「10年間」(いずれかお選びいただけます。)に損害賠償請求を提起された場合も補償されます。留学前に上記追加条項をセットし、解約のお手続きをお取りください。上記追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店までお問い合わせください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)



● 医師賠償責任保険のあらまし（契約概要のご説明）

■ ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1 保険金をお支払いする主な場合・・・

1 勤務医師の場合

医療危険

ご加入された先生方が日本国内で行った医療行為（標榜科目以外の医療行為も含むすべての医療行為を指します。）上の過失によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことによって、被保険者である先生方に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、先生個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

またご加入された先生の直接指揮監督下にある看護師が起きた事故の場合で、ご加入された先生が負担する法律上の賠償責任についても補償されます。

2 医院開設の医師の場合

医療危険

前記「勤務医師の場合」と同様ですが、先生ご自身の医療行為でなくても開設者としての責任を問われる法律上の賠償責任についても対象となります。

医療機関でご加入になる場合、医師特約の被保険者は開設者のみとなり、勤務医や看護師等は被保険者とはなりません。

施設危険

保険期間中に医院の建物、設備の使用、管理上のミスによって患者や、付添人、その他の第三者に身体障害を与え、もしくは衣服、持物等を汚しまたは壊した場合や、名誉き損またはプライバシーの侵害等の不当行為によって開設者として負担する法律上の賠償責任について、お支払いの対象となります。

また給食等による食中毒等の事故についてもお支払いの対象となります。

重要

- ① この保険制度にご加入いただいている医院開設の先生方は、実際の医療事故で勤務医や看護師等の医療従事者に責任があると判断される場合には、これらの医療従事者が賠償責任保険にご加入されている場合にかぎり、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ② この保険制度にご加入いただいている勤務医の先生方は、先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が、一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」する場合があります。

ただし、勤務医の先生方にご加入いただいた場合に医療施設の開設者・管理者・法人等、先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。

あります。この場合にも、保険金のお支払いの対象となります。

- ③ 医療施設等がご契約者、ご加入者となって別途医師賠償責任保険に加入している場合がありますが、その医療施設に勤務されている先生が、外部の医療施設へ出かけ、医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。

2 保険金をお支払いできない主な場合は・・・

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

医療危険

- (1) 海外での医療行為
- (2) 美容を唯一の目的とした医療
- (3) 医療の結果を保証することによって加重された責任
- (4) 名誉き損および秘密漏えいに起因する賠償責任

施設危険

- (1) 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任
- (2) 看護業務などの専門職業業務の遂行に起因する賠償責任。
ただし当社が保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- (3) 医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因して生じた賠償責任
- (4) 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故 など

人格権侵害担保条項

- (1) 被保険者が行った医療に起因するもの
- (2) 記名被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為
- (3) 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって

行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動 など

危険共通

- (1) 被保険者が故意に起こした事故。ただし当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (2) 医師、看護師その他の使用人が就業中に被った身体障害
- (3) 被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任。
ただし当社が保険金を支払わないのは、その被害者が被る損害にかぎります。 など

刑事弁護士費用危険

- (1) 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- (2) 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- (3) 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。）
- (4) 被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件 など
（注）有罪の確定 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

用語のご説明

- 業務上過失致死傷罪・・・ 刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
- 送検・・・ 刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
- 刑事事件・・・ 被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
- 弁護士費用・・・ 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
- 訴訟費用・・・ 刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

3 事故が発生した場合は・・・

万一事故が発生した場合（損害賠償請求を受けるおそれがある場合も含みます。）、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その

一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときには、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

（被保険者が日医A①会員、A②会員の場合）

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

＜事故時に必要となる書類＞

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1) 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など (2) 被害者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

※事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

※被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 前記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- ※保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。
 - この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
 - 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

● 医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン(傷害総合保険)のあらまし (契約概要と注意喚起情報のご説明)

【契約概要】

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

1 保険金をお支払いする場合・・・

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

■ 「急激かつ偶然な外来の事故」について

・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が

ゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合											
ケガの補償(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額											
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)											
賠償責任の補償(国内外補償)	個人賠償責任(注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人／イ. 本人の配偶者／ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族／エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子／オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。／カ. イ. からイ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品／・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器／・義歯、義肢その他これらに準ずる物／・動物、植物／・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品／・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品／・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿／・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品／・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物／・ドローンその他無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品／・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具／・データやプログラム等の無体物／・漁具／・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物／・不動産 (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。											
		針刺し事故等による感染症危険補償特約(国内外補償)	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。))に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内(※1)に次の①から③までのいずれかに該当したことを医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗じた額をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ウイルスの種類</th> <th>支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> (※1) 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※2)および後の事故に係る直後検査(※2)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内 (※2) 「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。))に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。 (注1) お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。 (注2) 複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。	ウイルスの種類		支払割合	①	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合	3%	②	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%	③
ウイルスの種類		支払割合											
①	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合	3%											
②	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%											
③	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%											

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

- 治療…………… 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 通院…………… 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 入院…………… 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所の入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 未婚…………… これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 免責金額…………… 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- 配偶者…………… 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。
(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

- 親族…………… 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

2 保険金をお支払いできない主な場合は…

保険金の種類		保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	死亡保険金 後遺障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失／② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失／⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療措置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
賠償責任の補償	個人賠償責任	<ol style="list-style-type: none"> ① 故意／② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波／④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など <p>(※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

● 医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン(傷害総合保険)のあらまし

保険金の種類		保険金をお支払いできない主な場合
針刺し事故等による感染症危険補償特約	針刺し事故等による感染症危険補償特約	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 直後検査を受けなかった場合 ④ 直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病 など

(契約概要と注意喚起情報のご説明)(続き)

【注意喚起情報】

3 事故が発生した場合は・・・

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合は直ちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償をセットした場合、日本国内において発生した事

故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、針刺し事故の状況報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高・等営業状況を示す帳簿(写) など ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④ 針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

IV ご注意事項(注意喚起情報)(共通)

■ この保険は埼玉医科大学医学部同窓会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

■ ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公正な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

【医師賠償責任保険】

- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ・加入依頼書等の記載事項すべて
※加入依頼書等にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

- ・保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

被保険者の日医会員区分 など

【医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン(傷害総合保険)】

- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険に関する告知事項は、次のとおりです。

- ・被保険者の職業または職務
- ・他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

■ ご加入時における留意事項(通知義務等)

【医師賠償責任保険】

- 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

〈加入依頼書等の記載事項の変更〉

〈例〉① 被保険者の日医会員区分の変更 ② 保険金額等ご契約内容を変更される場合 ③ 標榜科目を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因のある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知す

る必要はありません。)

- ・以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

〈ご加入者の住所などを変更される場合〉

- ・ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

〈重大事由による解除等〉

- ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン(傷害総合保険)】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による保険契約の解除請求(被保険者離脱制度)について〉

- ・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ・保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

- ・保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

- ・すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

■ 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基

IV ご注意事項

づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

【医師賠償責任保険】

- ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

【医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン（傷害総合保険）】

- 損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 医師賠償責任保険では、被保険者の使用人その他被保険者の業務

の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 〈医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン（傷害総合保険）〉
- ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - 医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約等各種特約をセットしたものです。
 - 医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプラン（傷害総合保険）は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

個人情報取扱について

- 保険契約者（埼玉医科大学医学部同窓会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

V ご加入内容確認事項

医師総合賠償責任保険針刺し事故等補償つきプランにご加入になる方のみご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談苦情連絡窓口)

【取扱代理店】 埼玉医科大学医学部同窓会保険業務委託先



日本防災保障株式会社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-548-1 <https://nichi-bou.co.jp/>

本社TEL :048-666-5710(担当 佐藤・土田) FAX 048-666-5711

埼玉医科大学内事務所TEL :049-294-6385(担当 田村) 埼玉医科大学第一ビル2階(内線)41-2789

FAX :049-294-6355

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL 050-3808-2312

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

事故サポートセンター 0120-727-110

受付時間:平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日から1月3日までを含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決申立てを行うことができます。

窓口 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過して加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。